

1 策定の必要性

学校は、法第13条の規定に基づき、市基本方針を参酌の上、その学校の実情に応じた、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

2 学校いじめ防止のための基本的な方針

